

けんりょうご 権利擁護のそうだんコーナー

宍粟市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aです。
日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。
(〒671-4137宍粟市一宮町関賀300 宍粟市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788)

Q 私の父には認知症があるのですが、その程度はまだ軽く、お金の管理等も全くできないというわけではありません。成年後見制度には3つの制度があると聞きましたが、その内容を教えてください。

A 成年後見制度は、財産等の管理する能力が十分でない方を保護する意味がありますが、一方でご本人の自己決定権を尊重する必要もあります。そこで、ご本人の能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の3つの制度があり、それぞれ内容が異なります。

まず、ご本人が事理弁識能力(物事を理解する能力)を欠く場合には「後見」が相当となります。この場合には、裁判所から選任された後見人が、ご本人の代理人として全ての法的な行為を行うことができ、ご本人の行った契約行為等(日用品の購入等を除く)は後見人が取り消すことができるようになります。

また、ご本人の事理弁識能力が著しく不十分な場合には「保佐」が相当となります。この場合には、不動産売買や遺産分割等の重要な財産的行為(民法13条)を行うときに、保佐人の同意が必要となります。その一方で、保佐人の同意のない上記行為は、保佐人が取り消すことができるようになります。

最後に、ご本人の事理弁識能力が不十分な場合、「補助」が相当となります。この場合、重要な財産的行為のうちの一部について、補助人の同意が必要とすることができ、補助人の同意のない上記行為は補助人が取り消すことができるようになります。ただし、補助の場合には、ご本人にも事理弁識能力は不十分ながらも残っており、ご本人の自己決定を尊重する必要もありますので、どの行為について補助人の同意を要するかを決めるには、ご本人の同意が必要となります。

このように、ご本人の能力に応じて、いずれの制度が利用できるかが変わってきます。

【山田法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

暮らしの相談、お困りごとは社協へ！

社協の総合相談のお知らせ

◎ 心配ごと相談

山崎 ● 宍粟防災センター

10月23日、30日(金)

11月6日、13日、20日(金)

午後1時30分～4時

◎ 無料法律相談

立花隆介弁護士(山田法律事務所)
による無料の法律相談です。

● 千種保健福祉センター

11月13日(金) 午後1時～4時

● 市民センター波賀

11月19日(木) 午後1時～4時

○ 1件30分 定員6名(各センター)

○ 事前予約が必要です。

○ 初めの方を優先します。

○ 申込み：社協本部

(電話72・8787)

波賀 ● メイプル福祉センター

10月28日(水)、11月25日(水)

午後1時30分～4時

◎ 介護・福祉相談

毎週月～金曜日の

午前8時30分～午後5時30分、

常時、社協各支部の窓口で、

介護に関する相談や苦情、

福祉サービス等の相談を

受付けています。

お気軽にご相談ください。

◎ 結婚相談

11月7日(土)、19日(木)

● 宍粟防災センター

午後1時30分～4時

※秘密は厳守します。

※相談はいつでも無料です。

※市内にお住まいの方が対象です。